

相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例について

相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 5 月 31 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年相模原市条例第 49 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号)第 7 条第 2 項に規定する通知)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成 29 年内閣府令第 18 号)による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)の改正に伴い、受給資格等の確認に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の改正の概要

1 改正の内容

受給資格等の確認に係る規定の改正(第 8 条関係)

支給認定保護者から特定教育・保育の提供を求められた場合に特定教育・保育施設が行う受給資格等の確認は、必要に応じて行うものとし、支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合の当該確認は、支給認定証と同一の事項が記載された利用者負担額に関する事項の通知により行うものとするもの

※ 特定教育・保育施設

子どものための教育・保育給付のうち、施設型給付費の支給に係る施設として市長が確認する認定こども園、幼稚園及び保育所をいう。

※ 支給認定証

子どものための教育・保育給付の支給の認定に係る小学校就学前子どもの区分、保育必要量等を記載した認定証をいう。

2 施行期日

公布の日

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を  
改正する条例について

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を  
改正する条例

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 4 年相模原  
市条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

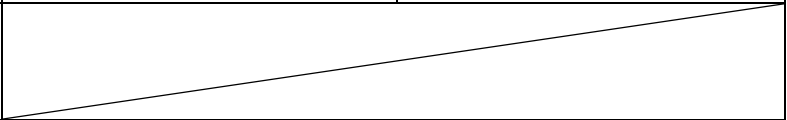
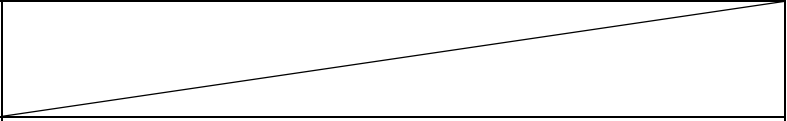
別表第 1 に次のように加える。

|     |                            |                                                                                  |
|-----|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 4 0 | 金原工業団地西側<br>地区地区整備計画<br>区域 | 都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された<br>相模湖津久井都市計画金原工業団地西側地区地区計<br>画において地区整備計画が定められている区域 |
| 4 1 | 若柳地区地区整備<br>計画区域           | 都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された<br>相模湖津久井都市計画若柳地区地区計画において地<br>区整備計画が定められている区域       |

別表第 2 に次のように加える。

4 0 金原工業団地西側地区地区整備計画区域

| 計 画 地 区 |  | A 地区                                                                                       | B 地区                                                                                               |
|---------|--|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         |  | ( 1 ) 法別表第 2 (を)項<br>第 2 号から第 4 号ま<br>で及び第 6 号から第<br>8 号までに掲げる建<br>築物<br>( 2 ) 法別表第 2 (に)項 | ( 1 ) 法別表第 2 (を)項<br>第 2 号から第 4 号ま<br>で、第 6 号及び第 7<br>号に掲げる建築物<br>( 2 ) 法別表第 2 (を)項<br>第 8 号に掲げる建築 |

|     |               |                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 建築してはならない建築物  | <p>第5号及び第6号に掲げる建築物</p> <p>(3) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げる建築物</p> <p>(4) 法別表第2(る)項第2号から第6号までに掲げる建築物</p> <p>(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(6) 公衆浴場</p> <p>(7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(8) 店舗、飲食店又は展示場</p> | <p>物(ぱちんこ屋を除く。)</p> <p>(3) 法別表第2(に)項第5号及び第6号に掲げる建築物</p> <p>(4) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げる建築物</p> <p>(5) 法別表第2(る)項第2号から第6号までに掲げる建築物</p> <p>(6) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(7) 公衆浴場</p> <p>(8) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(9) 店舗、飲食店又は展示場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの</p> |
| (2) | 建築物の容積率の最高限度  |                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (3) | 建築物の建ぺい率の最高限度 |                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (4) | 建築物の敷地面積      | 300平方メートル。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

|     |             |     |          |                                                              |
|-----|-------------|-----|----------|--------------------------------------------------------------|
|     | の最低限度       |     |          | 敷地として使用するものについては、この限りでない。                                    |
| (5) | 壁面の位置の制限    | (ア) | 距離       | 道路境界線及び隣地境界線までの場合にあっては、1メートル                                 |
|     |             | (イ) | 適用除外の建築物 | 物置、車庫その他これらに類する用途に供する建築物で、高さが3メートル以下で、かつ、軒の高さが2.3メートル以下であるもの |
| (6) | 建築物の高さの最高限度 |     |          |                                                              |

#### 4 1 若柳地区地区整備計画区域

| 計 画 地 区 |              | 若柳地区                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)     | 建築してはならない建築物 | <p>(1) 法別表第2(を)項第2号及び第4号に掲げる建築物</p> <p>(2) 法別表第2(を)項第3号に掲げる建築物(区域内の事業者が従事者の居住の用に供する建築物を除く。)</p> <p>(3) 法別表第2(を)項第6号に掲げる建築物(博物館を除く。)</p> <p>(4) 法別表第2(を)項第8号に掲げる建築物(射的場を除く。)</p> <p>(5) 法別表第2(に)項第5号に掲げる建築物</p> <p>(6) 法別表第2(へ)項第5号に掲げる建築物</p> <p>(7) 法別表第2(ち)項第3号に掲げる建築物</p> <p>(8) 法別表第2(る)項第3号、第5号及び第6号に掲げる建築物</p> <p>(9) 法別表第2(る)項第4号に掲げる建築物(ナイトクラブ及び政令第130条の7の3に規定する建築物に限る。)</p> |

|     |               |              |                                                                    |
|-----|---------------|--------------|--------------------------------------------------------------------|
|     |               |              | (10) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの                                   |
| (2) | 建築物の容積率の最高限度  |              | 10分の5                                                              |
| (3) | 建築物の建ぺい率の最高限度 |              | 10分の3                                                              |
| (4) | 建築物の敷地面積の最低限度 |              |                                                                    |
| (5) | 壁面の位置の制限      | (ア) 距離       |                                                                    |
|     |               | (イ) 適用除外の建築物 |                                                                    |
| (6) | 建築物の高さの最高限度   |              | 15メートル。ただし、昇降機、渡り廊下その他通行又は運搬の用途に供する建築物及び遊戯施設に附属する建築物については、この限りでない。 |

備考 この表(6)項において、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案の理由

建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の2第1項の規定に基づき、適正な都市機能及び健全な都市環境を確保し、金原工業団地西側地区における産業振興拠点及び若柳地区における観光産業振興拠点の形成を図るため、これらの地区の地区整備計画の区域内における建築物の制限について所要の定めをいたし

たく提案するものである。

相模原市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

相模原市下水道事業の設置等に関する条例(平成 2 4 年相模原市条例第 9 1 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項の表公共下水道事業の項中「6 7 3, 4 0 0 人」を「6 7 3, 9 0 0 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案の理由

金原工業団地西側地区及び若柳地区における用途地域の変更、当麻宿地区における一部の区域の市街化区域への編入並びに相模原市と町田市との境界変更による下水道事業計画区域の変更に伴い、公共下水道事業の排水人口を改正いたしたく提案するものである。



工事請負契約について(相模原麻溝公園競技場夜間照明整備工事)  
次のとおり、工事請負契約を締結する。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

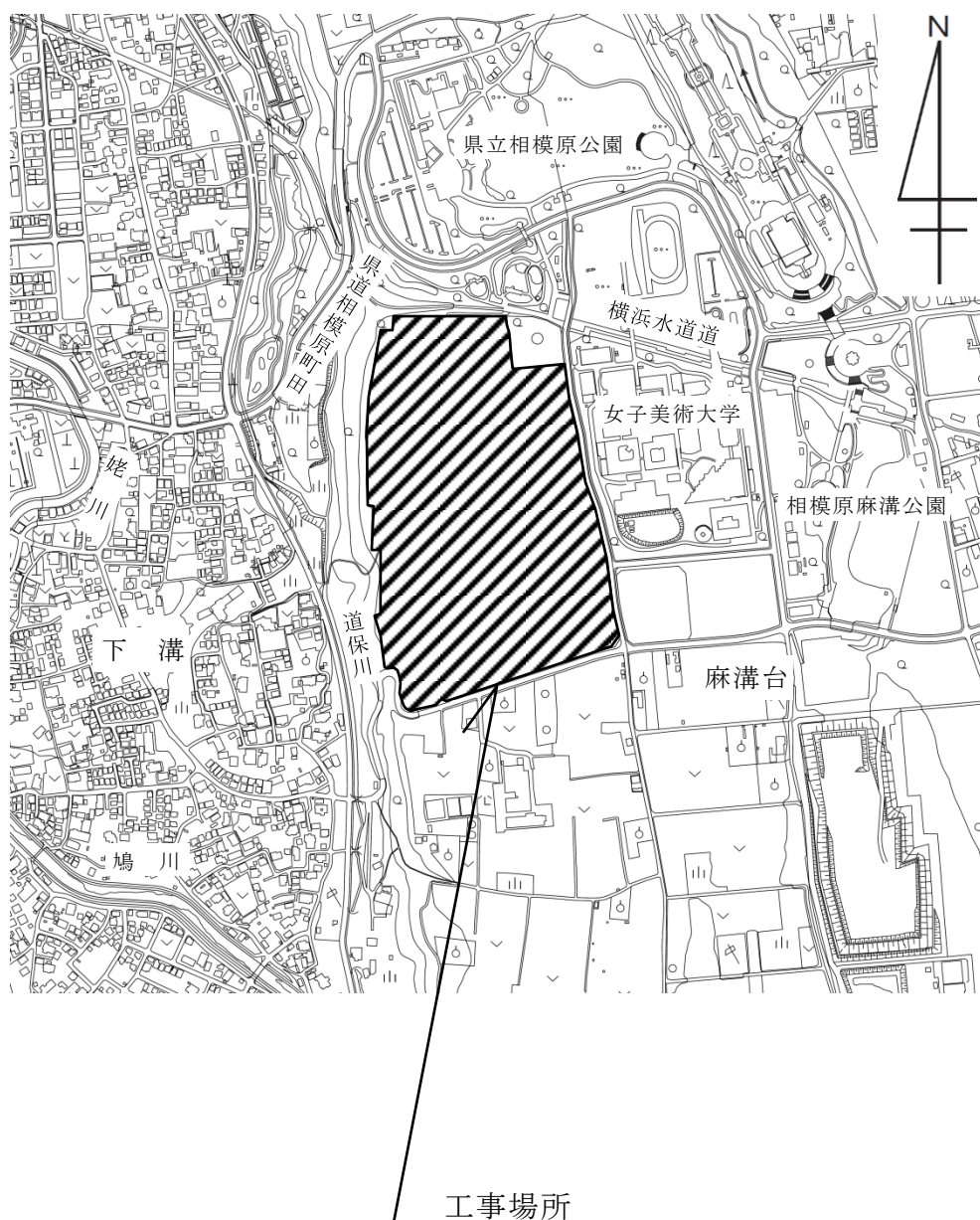
相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 工事の名称  
相模原麻溝公園競技場夜間照明整備工事
- 2 工事の場所  
相模原市南区下溝地内
- 3 契約金額  
3 7 9 , 0 8 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方  
相模原市中央区星が丘 4 丁目 2 番 3 0 号  
株式会社西野工務店  
代表取締役 西 野 清 一
- 5 履行期限  
本契約締結の日から 2 7 0 日以内
- 6 契約締結の方法  
条件付一般競争入札(総合評価方式)

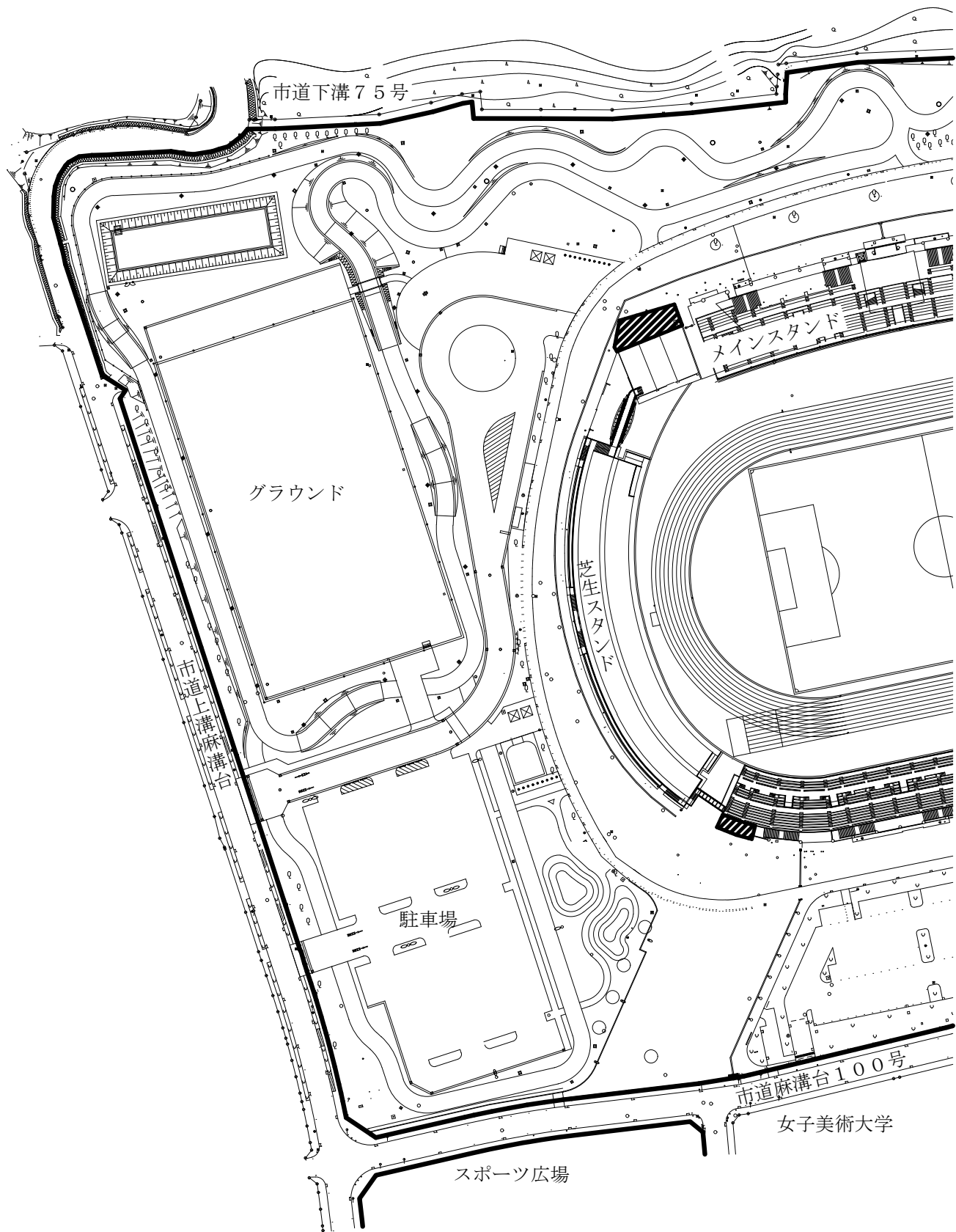
提案の理由

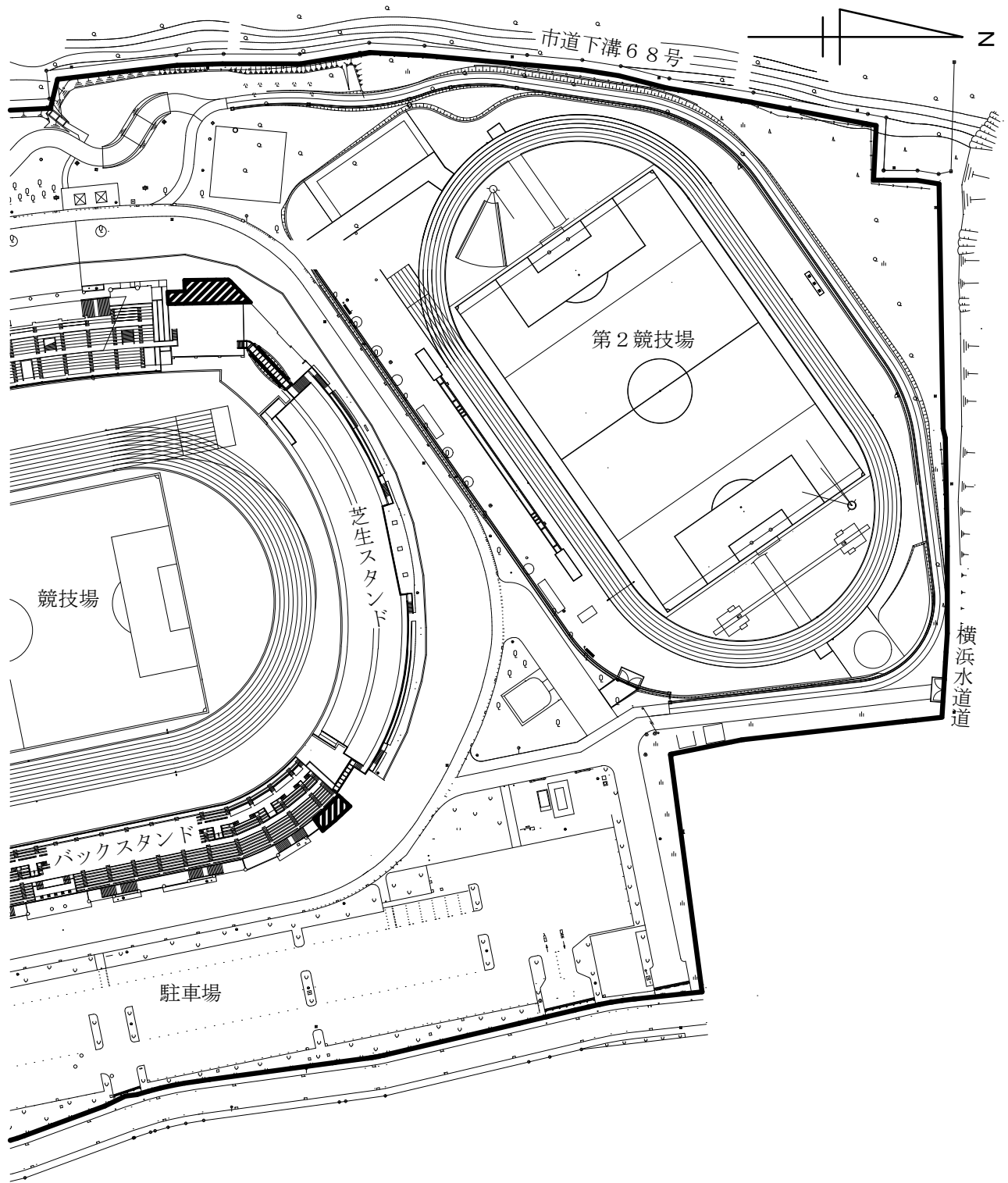
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 3 9 年  
相模原市条例第 2 2 号)第 2 条の規定により提案するものである。

## 案 内 図



# 配置図





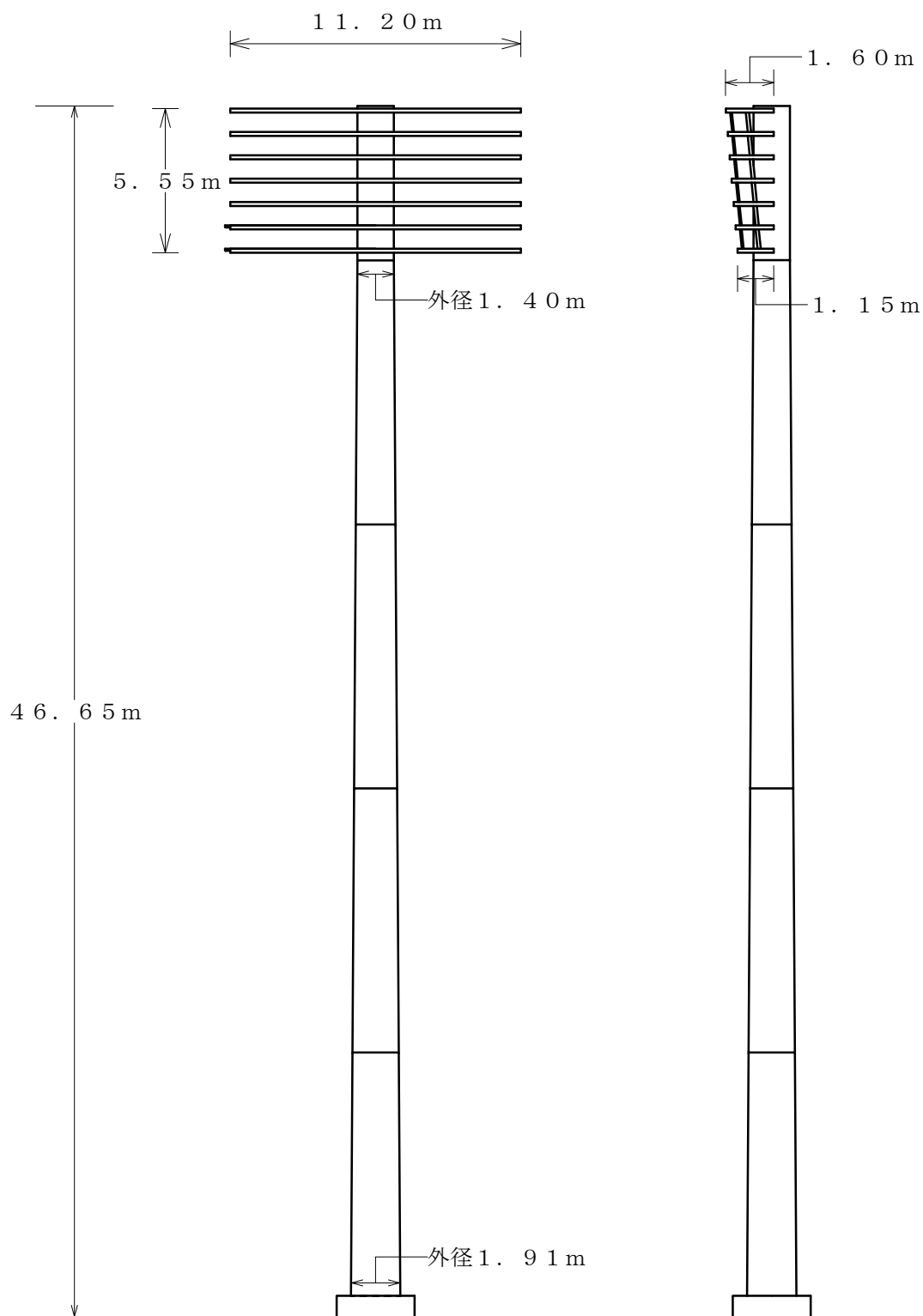
### 凡 例

- 相模原麻溝公園区域
- 工事部分

### 工事の概要

|           |    |            |
|-----------|----|------------|
| 夜間照明塔(4基) | 構造 | 鉄骨(耐候性鋼板)造 |
|           | 規模 | 高さ46.65m   |

立 面 图



塔体正面图

塔体侧面图

議案第 5 3 号関係資料(その 2)

契約の相手方の概要

1 所在地及び名称

相模原市中央区星が丘 4 丁目 2 番 3 0 号  
株式会社西野工務店

2 代表者

代表取締役 西野 清一

3 資本金

5 0 , 0 0 0 千円

4 従業員数

1 6 人

5 年間工事完成高

1 , 0 2 6 , 9 3 7 千円

6 建設業法による許可の番号及び年月日

神奈川県知事許可(特－ 2 6 )第 4 5 8 4 1 号  
平成 2 6 年 1 2 月 1 7 日

7 営業年数

5 6 年

8 最近における主な受注工事

| 発 注 者   | 相 模 原 市                      | 神 奈 川 県                  |
|---------|------------------------------|--------------------------|
| 工 事 名   | 相模原市立総合体育館改修建築<br>工事         | 神奈川総合産業高校体育館新築<br>工事(建築) |
| 受 注 金 額 | 1,388,923 千円<br>(611,126 千円) | 520,800 千円               |
| 施 工 期   | 平成 20 年 9 月～平成 21 年 9 月      | 平成 17 年 12 月～平成 19 年 3 月 |

※ 受注金額欄の( )内の金額は、J V の出資比率に応じた請負分である。

議案第 5 3 号関係資料(その 3)

入札参加業者の概要

| No. | 所在地及び名称                                   | 代表者             | 資本金          | 年間工事<br>完 成 高   |
|-----|-------------------------------------------|-----------------|--------------|-----------------|
| 1   | 相模原市中央区星が丘 4<br>丁目 2 番 3 0 号<br>株式会社西野工務店 | 代表取締役<br>西野 清一  | 千円<br>50,000 | 千円<br>1,026,937 |
| 2   | 相模原市南区下溝 6 0 6<br>番地 2 1<br>芳賀建設工業株式会社    | 代表取締役<br>芳賀 錠二  | 50,000       | 633,299         |
| 3   | 相模原市中央区田名 2 0 8 5<br>番地<br>久野建設株式会社       | 代表取締役<br>久野 孝広  | 35,700       | 1,167,872       |
| 4   | 相模原市中央区鹿沼台 1<br>丁目 1 4 番 7 号<br>株式会社櫻内工務店 | 代表取締役<br>櫻内 康裕  | 50,000       | 2,007,790       |
| 5   | 相模原市南区若松 5 丁目<br>2 5 番 1 号<br>株式会社山田建築    | 代表取締役<br>山田 理   | 40,000       | 265,047         |
| 6   | 相模原市緑区西橋本 5 丁<br>目 3 番 1 1 号<br>相陽建設株式会社  | 代表取締役<br>古橋 裕一  | 77,000       | 2,135,408       |
| 7   | 相模原市南区麻溝台 8 丁<br>目 1 2 番 5 号<br>株式会社カナコー  | 代表取締役<br>大久保 貴章 | 47,000       | 2,179,878       |

議案第 5 3 号関係資料(その 4)

入札状況

| No. | 入 札 参 加 業 者 | 入 札 状 況    |                  |        |    | 備考         |
|-----|-------------|------------|------------------|--------|----|------------|
|     |             | 技 術<br>評価点 | 入 札 価 格          | 評価値    | 順位 |            |
| 1   | 株式会社西野工務店   | 113.0      | 円<br>351,000,000 | 0.3219 | 1  | 落札         |
| 2   | 芳賀建設工業株式会社  | 110.0      | 346,030,000      | 0.3178 | 2  |            |
| 3   | 久野建設株式会社    |            | 368,800,000      |        |    | 予定価<br>格超過 |
| 4   | 株式会社櫻内工務店   |            | 413,000,000      |        |    | 予定価<br>格超過 |
| 5   | 株式会社山田建築    |            | 421,700,000      |        |    | 予定価<br>格超過 |
| 6   | 相陽建設株式会社    |            | 445,220,000      |        |    | 予定価<br>格超過 |
| 7   | 株式会社カナコー    |            |                  |        |    | 辞退         |

※ 開 札 日 時 平成 2 9 年 4 月 2 1 日 午前 9 時 0 0 分

※ 予 定 価 格 3 6 2 , 3 1 0 , 0 0 0 円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

調査基準価格 3 2 9 , 2 2 0 , 0 0 0 円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

失格基準価格 3 2 2 , 6 3 5 , 6 0 0 円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

※ 入札価格に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が落札価格(契約金額)となる。



※ 入札参加業者から提出された評価項目(企業の施工能力及び企業の社会性・信頼性)に関する技術資料について、評価基準に基づき加算点を算出し、標準点(100点)と合算した技術評価点を入札価格で除し、100万を乗じて得た数値が評価値となり、評価値が最も高い入札参加業者が落札者となる。

工事請負契約について(相模原麻溝公園競技場夜間照明電気設備工事)  
次のとおり、工事請負契約を締結する。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 工事の名称  
相模原麻溝公園競技場夜間照明電気設備工事
- 2 工事の場所  
相模原市南区下溝地内
- 3 契約金額  
3 8 7 , 7 2 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方  
相模原市中央区清新 7 丁目 7 番 1 8 号  
稲葉電気興業・成川電興・東洋電工共同企業体  
代表者 稲葉電気興業株式会社  
代表取締役 稲 葉 俊 明
- 5 履行期限  
本契約締結の日から 2 7 0 日以内
- 6 契約締結の方法  
条件付一般競争入札(総合評価方式)

提案の理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 3 9 年  
相模原市条例第 2 2 号)第 2 条の規定により提案するものである。

議案第 5 4 号関係資料(その 1)

相模原麻溝公園競技場夜間照明電気設備工事の概要

**1 照明塔夜間照明設備工事**

- (1) 主投光器の設置(L E D 投光器 8 4 台×4 基。照度 2 0 0 ～ 1 , 5 0 0 ルクス)
- (2) 保安灯の設置(L E D 投光器 4 台×4 基)

**2 照明塔電灯設備工事**

- (1) 配管及び配線の敷設
- (2) 塔内分電盤及び塔内電灯の設置

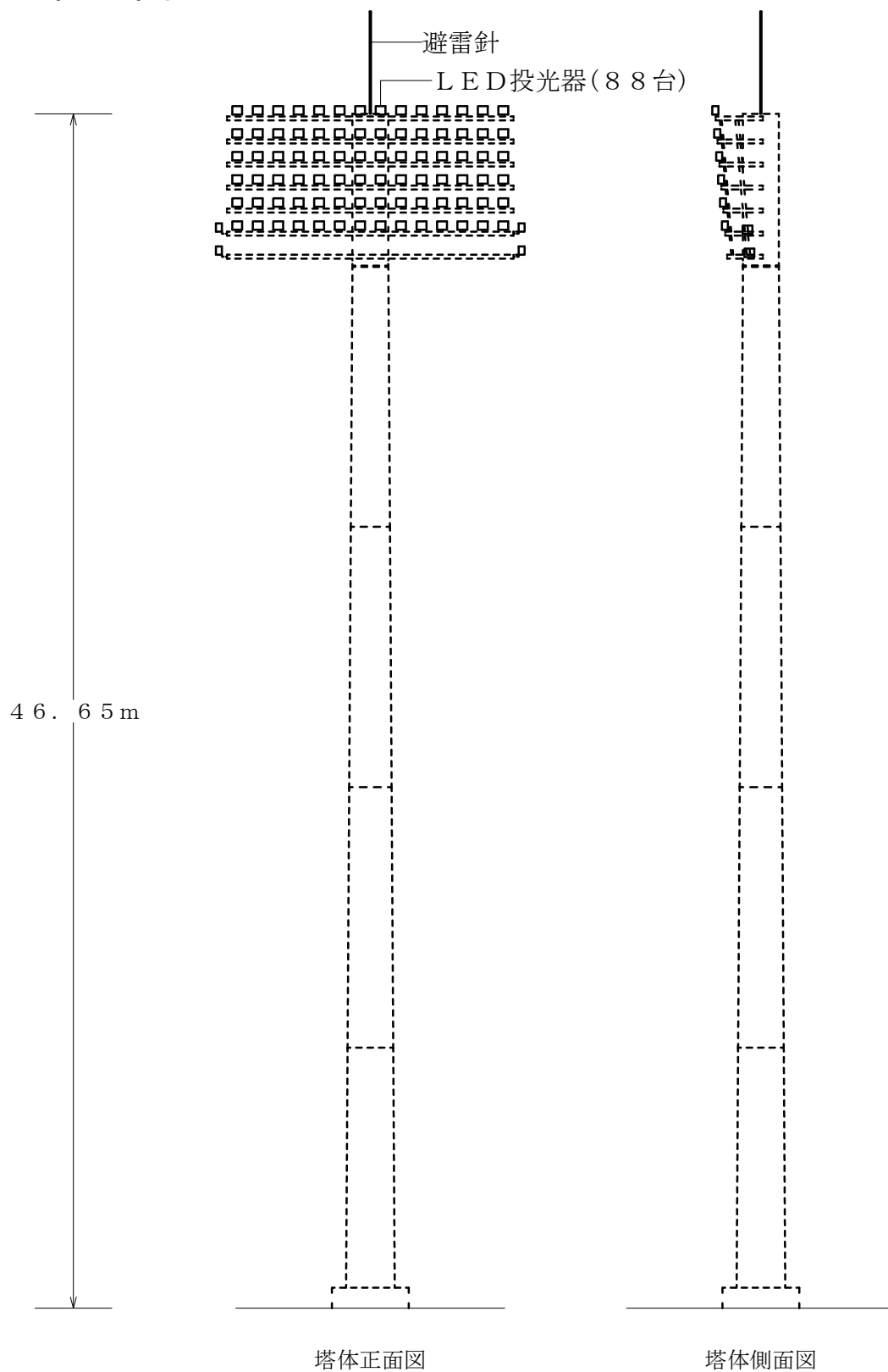
**3 照明塔雷保護設備工事**

- (1) 配管及び配線の敷設
- (2) 避雷針及び接地極の設置

**4 照明制御設備工事**

- (1) 配管及び配線の敷設
- (2) 既設総合盤の改修
- (3) 操作盤及び制御盤の設置

## 立 面 図



## 凡 例

〔 〕 議案第 5 3 号の工事請負契約  
による夜間照明整備工事範囲

議案第 5 4 号関係資料(その 3)

契約の相手方の概要

1 所在地及び名称

相模原市中央区清新 7 丁目 7 番 1 8 号  
稲葉電気興業・成川電興・東洋電工共同企業体

2 代表者

稲葉電気興業株式会社 代表取締役 稲葉 俊明

3 構成員

相模原市中央区清新 7 丁目 7 番 1 8 号  
稲葉電気興業株式会社 代表取締役 稲葉 俊明  
相模原市中央区横山 3 丁目 3 0 番 1 5 号  
株式会社成川電興 代表取締役 成川 紀生  
相模原市南区文京 1 丁目 1 2 番 3 号  
東洋電工株式会社 代表取締役 中山 英雄

4 各構成員の概要

| 構 成 員                       |  |       | 稲葉電気興業株式会社                                          | 株式会社成川電興                                             | 東洋電工株式会社                                            |
|-----------------------------|--|-------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 資 本 金                       |  |       | 40,000 千円                                           | 20,000 千円                                            | 20,000 千円                                           |
| 従 業 員 数                     |  |       | 20 人                                                | 15 人                                                 | 3 人                                                 |
| 年 間 工 事 完 成 高               |  |       | 728,202 千円                                          | 463,812 千円                                           | 63,695 千円                                           |
| 建設業法による許可の<br>番 号 及 び 年 月 日 |  |       | 神奈川県知事<br>許可(特－24)<br>第 24478 号<br>平成 24 年 7 月 18 日 | 神奈川県知事<br>許可(特－27)<br>第 27156 号<br>平成 27 年 11 月 18 日 | 神奈川県知事<br>許可(特－24)<br>第 42137 号<br>平成 25 年 2 月 14 日 |
| 営 業 年 数                     |  |       | 39 年                                                | 37 年                                                 | 42 年                                                |
|                             |  | 発注者   | 相 模 原 市                                             | 相 模 原 市                                              | 相 模 原 市                                             |
|                             |  | 工 事 名 | 相武台まちづく<br>りセンター・公<br>民館移転整備工                       | (仮称)横山公園<br>多目的フィール<br>ド電気設備工事                       | 相模原市営南台<br>団地電気設備工<br>事(1 号棟、2 号                    |

|                                  |   |       |                                |                                     |                             |
|----------------------------------|---|-------|--------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------|
| 最 近 に<br>お け る<br>主 な 受<br>注 工 事 | 1 |       | 事（電気設備工<br>事）                  |                                     | 棟）                          |
|                                  |   | 受注金額  | 160,920 千円<br>(112,644 千円)     | 120,960 千円<br>(84,672 千円)           | 239,544 千円<br>(95,817 千円)   |
|                                  |   | 施 工 期 | 平成27年8月～<br>平成28年7月            | 平成26年7月～<br>平成27年3月                 | 平成26年10月～<br>平成28年2月        |
|                                  | 2 | 発 注 者 | 相 模 原 市                        | 相 模 原 市                             | 相 模 原 市                     |
|                                  |   | 工 事 名 | （仮称）上溝学校<br>給食センター新<br>築電気設備工事 | 相模原麻溝公園<br>競技場バックス<br>タンド電気設備<br>工事 | グリーンホール<br>相模大野電気設<br>備改修工事 |
|                                  |   | 受注金額  | 163,726 千円<br>(106,422 千円)     | 118,650 千円<br>(77,122 千円)           | 235,200 千円<br>(70,560 千円)   |
|                                  |   | 施 工 期 | 平成24年11月～<br>平成26年1月           | 平成21年11月～<br>平成23年1月                | 平成21年6月～<br>平成22年1月         |

※ 受注金額欄の（ ）内の金額は、J Vの出資比率に応じた請負分である。

議案第 5 4 号関係資料(その 4)

入札参加業者の概要

| No. | 所 在 地 及 び 名 称                                        | 代 表 者                        | 資 本 金        | 年 間 工 事<br>完 成 高 |
|-----|------------------------------------------------------|------------------------------|--------------|------------------|
| 1   | 相模原市中央区清新 7 丁目 7 番 1 8 号<br>稲葉電気興業・成川電興・東洋電工共同企業体    | 稲葉電気興業株式会社<br>代表取締役<br>稲葉 俊明 | 千円<br>80,000 | 千円<br>1,255,709  |
| 2   | 相模原市緑区大島 2 3 2 3 番地<br>野崎電気・電商相模・仙龍電設共同企業体           | 株式会社野崎電気<br>代表取締役<br>野崎 弘之   | 60,000       | 795,760          |
| 3   | 相模原市中央区富士見 6 丁目 1 5 番 1 0 号<br>合同電気工事・岡崎電機・古川電機共同企業体 | 合同電気工事株式会社<br>代表取締役<br>岩崎 清  | 60,000       | 2,046,731        |
| 4   | 相模原市中央区田名 4 1 3 7 番地 1<br>篠崎電業・玉川電器・協進電設共同企業体        | 篠崎電業株式会社<br>代表取締役<br>吉田 光良   | 100,000      | 1,048,403        |

議案第 5 4 号関係資料(その 5)

入札状況

| No. | 入札参加業者                | 入札状況      |                  |        |    | 備考     |
|-----|-----------------------|-----------|------------------|--------|----|--------|
|     |                       | 技術<br>評価点 | 入札価格             | 評価値    | 順位 |        |
| 1   | 稲葉電気興業・成川電興・東洋電工共同企業体 | 112.9     | 円<br>359,000,000 | 0.3144 | 1  | 落札     |
| 2   | 野崎電気・電商相模・仙龍電設共同企業体   |           | 365,404,000      |        |    | 予定価格超過 |
| 3   | 合同電気工事・岡崎電機・古川電機共同企業体 |           | 382,615,000      |        |    | 予定価格超過 |
| 4   | 篠崎電業・玉川電器・協進電設共同企業体   |           |                  |        |    | 無効     |

※ 開札日時 平成29年4月21日 午前9時00分

※ 予定価格 363,640,000円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

調査基準価格 333,540,000円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

失格基準価格 326,869,200円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

※ 入札価格に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が落札価格(契約金額)となる。

※ 入札参加業者から提出された評価項目(企業の施工能力及び企業の社会性・信頼性)に関する技術資料について、評価基準に基づき加算点を算出し、標準点(100点)と合算した技術評価点を入札価格で除し、100万を乗じて得た数値が評価値となり、評価値が最も高い入札参加業者が落札者となる。



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 2 7 年相模原市条例第 4 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 項の表中 2 6 の項を 2 7 の項とし、1 0 の項から 2 5 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、9 の項の次に次のように加える。

|            |                                                             |                                         |
|------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 1 0 市<br>長 | 国民年金法(昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号)による保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの |
|------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|

「

別表第 2 第 3 項の表 1 の項中

国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は同法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるも

を

の

国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は同法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるものの

に改める。

国民年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるものの

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案の理由

庁内連携ができる事務に係る規定及び独自利用事務において庁内連携ができる特定個人情報に係る規定を追加いたしたく提案するものである。

## 議案第 5 5 号関係資料

### 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

##### (1) 庁内連携ができる事務に係る規定の追加(別表第 2 第 1 項の表関係)

庁内連携(市の機関が自ら保有する特定個人情報を個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用することをいう。以下同じ。)ができる事務として国民年金法(昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号)による保険料その他徴収金の徴収に関する事務を追加し、当該事務において庁内連携ができる特定個人情報として生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報を規定するもの

##### (2) 独自利用事務において庁内連携ができる特定個人情報に係る規定の追加(別表第 2 第 3 項の表関係)

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務について、庁内連携ができる特定個人情報として国民年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報を追加するもの

#### 2 施行期日

公布の日

相模原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要となる人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
相模原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要となる人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要となる人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
相模原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要となる人員及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 6 年相模原市条例第 7 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「主任介護支援専門員(」の次に「介護支援専門員であって、」を加え、「であって、当該研修又は同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」を「(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して 5 年を経過した者にあつては、修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)」に改める。

第 3 条第 1 項中「前条」を「前条各号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成 2 6 年度までに介護保険法施行規則(平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号)第 1 4 0 条の 6 8 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修(以下「主任介護支援専門員研修」という。)を修了した者(以下「平成 2 6 年度以前修了者」とい

う。)に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(改正後の第2条第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修(以下「主任介護支援専門員更新研修」という。)のうち最初のものをいう。以下同じ。)については、同号の規定にかかわらず、平成31年3月31日(平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日)までに修了した場合には、同号に規定する経過する日までの間に修了したものとみなす。

- 3 前項の規定により改正後の第2条第3号に規定する経過する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。
- 4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、改正後の第2条第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。
- 5 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、この条例の施行の日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。(相模原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要となる人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 6 相模原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要となる人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成28年相模原市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

## 提案の理由

介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第48号)による介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の改正に伴い、主任介護支援専門員の配置に関する基準に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要な人  
員及び運営に関する基準を定める条例の改正の概要

1 改正の内容

主任介護支援専門員の配置に関する基準に係る規定の改正(第2条関係)

地域包括支援センターに置くこととしている主任介護支援専門員は、主任介護支援専門員研修を修了した者とし、そのうち当該研修を修了した日(以下「修了日」という。)から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年以内ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限ることとするもの

※ 主任介護支援専門員

介護支援専門員に係る業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員を対象として都道府県が実施する主任介護支援専門員研修を修了した者で、他の介護支援専門員への指導及び助言、保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整等を行うものをいう。

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

ア 平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者(以下「平成26年度以前修了者」という。)に係る最初の主任介護支援専門員更新研修については、1に係る規定にかかわらず、平成31年3月31日(平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日)までに修了した場合には、修了日から起算して5年以内に修了したものとみなすこととするもの

イ 2(2)アに係る規定により修了日から起算して5年以内に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る以後の主任介護支援専門員更新研修については、1に係る規定にかかわらず、修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とするもの

ウ 2(2)イに係る規定は、平成26年度以前修了者が最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年以内ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しないこととするもの

エ 2(2)アからウまでに係る規定にかかわらず、平成26年度以前修了者がこの条例の施行の日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例によることとするもの